

医療的ケアに対応！

## 重症心身障害児の放課後の居場所を開設

5月1日、杉並区内で初となる重症心身障害児放課後等デイサービス「くじら」(和泉3丁目・NPO法人かすみ草)が開設されました。この放課後デイサービスは、小学校1年生から高校3年生の医療的ケアが必要な方を対象としたもので、こうした方たちに生活訓練や社会との交流の場を提供し、心身の発達を促すとともに、安心して過ごせる居場所を提供する事業です。

区内には、保護者や看護師等が日常的に行っている医療的ケアと呼ばれる、経管栄養、たんの吸引等などの行為が必要となる学齢児童が20~30人います。こうした医療的なケアが必要な重症心身障害児の中でも、未就学児の受け入れ先は、障害児保育園ヘレンと児童発達支援事業所「わかば」、そして「区立たんぼぼ園」の3カ所があります。しかし、就学後の医療的ケアが必要な児童の放課後の受け入れ先はなく、ほとんどの児童は家庭で過ごす状況になっていました。

医療的ケアが必要な児童の保護者からは、未就学期にヘレンやわかばのような施設に通所したことで、社会との接点が増え、子どもたちの成長を実感したとの声もありました。また、同じ医療的ケアの必要な子を持つ親同士の交流の場になったことで、家庭での過ごし方にも様々な改善が図れたようです。こうした声もあり、障害児が学校の放課後に安心して過ごすことのできる居場所、リハビリや生活訓練、地域との交流や遊び等を通し心身の発達を支援する場として放課後等デイサービスの整備を進めてきました。

しかし、こうした医療的ケアが必要な障害児を受け入れるためには、事業者が看護師等の人材を確保や設備面での準備が求められます。また、1日あたりの定員が5名と少ない上に、体調不良などで通所できないこと場合もあり、経営が難しいこともあって、整備が進んでいません。そこで、杉並区では開設助成に加え看護師等の人件費の一部を助成する制度を整備したことで、2カ所の施設を開設することができました。

5月1日、放課後デイサービス「くじら」が開設。さらに、6月1日には、区内2カ所目となる「八成れいぼう」(清水2丁目・社会福祉法人八成グループ)が開設されました。どちらの施設も、1日あたりの定員は5名ですが、それぞれ週2日程度の利用としているため両施設で20名ほどの居場所が確保されました。利用料は、一人あたり月額4,600円から37,200円の所得に応じた負担が必要となっています。区では、今後も医療的ケアが必要な障害児の場を確保するため、さらに施設整備を進めていく予定です。



### 【問い合わせ先】

保健福祉部障害者施策課 TEL: 3312-2111 内線1159